

ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設指定要項

令和元年6月18日
スポーツ庁長官決定
令和3年12月10日一部改正

1 趣 旨

我が国の国際競技力向上のための国内強化拠点に関し、オリンピック競技（冬季競技、海洋・水辺系競技及び屋外系競技等の東京都北区西が丘のナショナルトレーニングセンター（中核拠点）にトレーニング施設を有しない競技に限る。以下同じ。）、パラリンピック競技及び高地トレーニング等に係るものについては、既存のスポーツ施設を「ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設」（以下「NTC競技別強化拠点施設」という。）に指定する。

2 指定の条件

NTC競技別強化拠点施設の指定に係る条件は、別紙のとおりとする。

3 指定の方法等

（1）NTC競技別強化拠点施設の対象となる競技等

NTC競技別強化拠点施設の対象となる競技等は、オリンピック競技、パラリンピック競技及び高地トレーニング等に係るものを前提としてスポーツ庁が公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）もしくは公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という。）と協議の上、決定する。

（2）NTC競技別強化拠点施設の指定方法

NTC競技別強化拠点施設の指定方法は次のとおりとする。

- ① 上記（1）により新たに指定の対象となった競技等に係るもの及びNTC競技別強化拠点施設の変更に伴うものについては、公募を原則とし、スポーツ庁が設置する選定委員会による審査を経て指定する。なお、公募を実施するための要領等は、スポーツ庁次長が別に定める。
- ② 上記①の公募に対し応募がなかったものについては、スポーツ庁次長が別に定める推薦要件に基づきJOC又はJPCに対して候補施設の推薦を依頼する。なお、JOC又

は J P C は、候補施設の推薦に当たって、N T C 競技別強化拠点施設の指定を希望する J O C 又は J P C に加盟する中央競技団体（以下「N F」という。）の意見を聴取するものとする。

- ③ スポーツ庁は、J O C 又は J P C から推薦のあった候補施設について、必要に応じて現地調査を行うとともに、候補施設の設置者並びに J O C 又は J P C 及び N F と指定に関する協議を行う。
- ④ スポーツ庁は、前項の調査等の実施後、候補施設の設置者の同意を確認した上で、当該施設を N T C 競技別強化拠点施設に指定する。なお、上記②において、候補施設が複数推薦された場合は、上記①の規定を準用し、スポーツ庁が設置する選定委員会による審査を経た上で選定を行い、当該候補施設の設置者の同意を確認した上で指定を行う。
- ⑤ 別紙に掲げる指定期間を更新する場合においては、下記 5 の実績評価を行うとともに、J O C 又は J P C 及び N F の意見を踏まえた上で、当該 N T C 競技別強化拠点施設の設置者から同意を得て指定を行う。

4 N T C 競技別強化拠点の機能強化に関する事業の実施

スポーツ庁は、N T C 競技別強化拠点施設における N F が行う強化活動が効果的に行えるよう、トレーニング環境及びスポーツ医・科学サポートの体制等に係る整備充実を図るための事業について、予算の範囲内で N T C 競技別強化拠点施設の設置者等に委託して実施する。なお、委託事業の実施に係る要項等はスポーツ庁次長が別に定める。

5 N T C 競技別強化拠点施設の実績評価

- (1) スポーツ庁は、N T C 競技別強化拠点施設の当該競技が実施される次期オリンピック・パラリンピック競技大会終了後、N T C 競技別強化拠点施設ごとに実績評価を行い、実効性の検証を実施する。
- (2) 上記(1)の実績評価の実施に当たっては、上記 4 に掲げる委託事業の受託者及び N T C 競技別強化拠点施設を活用する N F から N T C 競技別強化拠点施設における競技力の強化に関する各種機能の整備充実に係る進捗状況、N T C 競技別強化拠点施設の利用実績及び国際競技力の向上に係る成果等について、自己点検の実施を求めることとする。
- (3) 別紙に掲げる指定期間の更新は、実績評価の結果を踏まえて行うこととする。

附 則

令和元年 6 月 1 8 日文部科学大臣決定により廃止された「ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設指定要項（平成 1 9 年 1 月 1 1 日文部科学大臣決定）」の下で成された指定については、本要項下において引き継がれるものとする。

ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設の指定に係る条件

- 1 指定期間は、原則として、スポーツ庁がN T C競技別強化拠点施設に指定した日から、当該競技が実施される次期オリンピック・パラリンピック競技大会の開催年度末日までとする。また、指定期間の更新は、スポーツ庁が行う実績評価の結果を踏まえて行うものとする。
- 2 指定期間内におけるN T C競技別強化拠点施設の運営に当たっては、当該施設を強化拠点とするN Fが行う強化活動が優先されるよう、最大限配慮するものとする。
- 3 N T C競技別強化拠点施設の設置者等は、原則として、指定期間内においてスポーツ庁が年度毎に委託する、N T C競技別強化拠点施設におけるN Fが行う強化活動が効果的に行えるよう、トレーニング環境及びスポーツ医・科学サポートの体制等に係る整備充実を図るための事業を実施するものとする。なお、事業の実施に必要な経費は、スポーツ庁が予算の範囲内で負担するものとする。
- 4 スポーツ庁は、N T C競技別強化拠点施設の維持及び管理に要する一切の経費を負担しないものとする。
- 5 スポーツ庁は、指定期間内であっても、次の事項のいずれかに該当する場合は、指定を解除することができるものとする。
 - (1) N T C競技別強化拠点施設において、スポーツ庁が委託する「ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点機能強化事業（強化拠点の環境整備）」の実施が困難になった場合。
 - (2) N T C競技別強化拠点施設の設置者が指定の解除を求めた場合。
 - (3) J O C又はJ P Cが合理的な理由によりN T C競技別強化拠点施設の変更又は解除を求め、スポーツ庁が承認した場合。
 - (4) N T C競技別強化拠点施設において、N Fが行う強化活動の利用実績が少なく施策の効果が得られないなど、スポーツ庁が指定を解除することが適当と判断した場合。
 - (5) N T C競技別強化拠点施設がN T C競技別強化拠点施設としての施設必須要件に合致しなくなった場合。